

○広島国際大学学園創立100周年記念奨学金規定

2021年3月30日

学園1158

(趣旨)

第1条 この規定は、「学園創立100周年記念募金」奨学金充実事業取扱内規第4条に定める広島国際大学学園創立100周年記念奨学金(以下「奨学金」という)について、受給資格、給付方法等必要な事項を定める。

(資金)

第2条 この奨学金の資金には、学園創立100周年記念募金における奨学金充実事業の運用収入をもって充てるものとする。

(名称)

第3条 この規定により奨学金の給付を受ける者を、学園創立100周年記念奨学生(以下「奨学生」という)という。

(資格)

第4条 奨学金を受けることのできる者は、広島国際大学の学部在学生のうち、学修意欲があり、最短修業年限で卒業できる見込みがある者で、独立行政法人日本学生支援機構や地方自治体等の貸与制奨学生であり、経済的理由により就学困難と認められる者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

イ 他の学内奨学金の奨学生

ロ 学外諸団体から月額3万円を超える奨学金の給付を受けている者

ハ 学費減免を受けている者

ニ 外国人留学生

(奨学金の給付額および給付方法)

第5条 奨学金の給付額および給付方法は、毎年度始めに学長が決定する。

(給付人数)

第6条 奨学金の給付人数は、毎年度始めに学長が決定する。

(期間)

第7条 奨学金を給付する期間は、1年とする。ただし、翌年度も継続して奨学金を希望することができる。なお、継続して奨学金を希望する者は、改めて申請しなければならない。

(申請手続)

第8条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に、必要書類等を添えて、教育・学生支援機構に提出しなければならない。なお、申請時期は、毎年度始めとし、教育・学生支援機構がその都度定める。

(選考)

第9条 奨学生の選考は、別に定める学園創立100周年記念奨学金選考基準により学生委員会を経て、学長が行う。

(給付の停止)

第10条 奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金の給付を停止するとともに、給付した奨学金を返還させることがある。

- イ 休学、退学または除籍となったとき
- ロ 学業成績または性行が不良となったとき
- ハ 学則第39条に定める懲戒処分を受けたとき
- ニ 奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

この規定は、2021年4月1日から施行する。